



2022年11月22日

株主各位

会社名 株式会社 Branding Engineer
代表者名 代表取締役 CEO 河端 保志
(コード：7352、東証グロース市場)
問合せ先 上級執行役員 経営戦略本部 本部長
加藤 真
(TEL. 03-6416-0057)

(訂正) 招集通知記載事項の一部訂正について

当社「第9回定時株主総会開催の招集ご通知」の一部に訂正すべき点がございましたので、お詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正いたします。

なお、訂正箇所は網掛けで表示しております。

記

【訂正箇所1】

招集ご通知13頁「事業報告 2. 会社役員に関する事項 6) 社外役員に関する事項 (2) 当事業年度における主な活動状況」

<訂正前>

取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況等

区分	氏名	出席状況及び発言状況並びに、社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	長尾 卓	当事業年度に開催された取締役会全26回の全てに出席し、企業法務に精通した弁護士としての見地から意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性、適切性を確保するための助言、提言を行っております。
社外監査役	中村 哲	当事業年度に開催された取締役会全26回の全てに出席し、事業会社において長年にわたり経営企画、内部統制、コンプライアンス等の多様な業務を担当しており、その見地から取締役会の意思決定の妥当性、適切性を確保するための助言、提言を行っております。また当事業年度において開催された監査役会全14回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から必要な発言を行っております。
社外監査役	浅利 圭佑	当事業年度に開催された取締役会全26回の全てに出席し、公認会計士として専門的見地から意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性、適切性を確保するための助言、提言を行っております。また当事業年度において開催された監査役会全14回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から必要な発言を行っております。
社外監査役	沼田 雅之	当事業年度に開催された取締役会全26回の全てに出席し、大学教授として専門見地から意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性、適切性を確保するための助言、提言を行っております。また当事業年度において開催された監査役会全14回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から必要な発言を行っております。

<訂正後>

取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況等

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況並びに、社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	長尾 卓	当事業年度に開催された取締役会全13回の全てに出席し、企業法務に精通した弁護士としての見地から意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性、適切性を確保するための助言、提言を行っております。
社外監査役	中村 哲	当事業年度に開催された取締役会全13回の全てに出席し、事業会社において長年にわたり経営企画、内部統制、コンプライアンス等の多様な業務を担当しており、その見地から取締役会の意思決定の妥当性、適切性を確保するための助言、提言を行っております。また当事業年度において開催された監査役会全14回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から必要な発言を行っております。
社外監査役	浅利 圭佑	当事業年度に開催された取締役会全13回の全てに出席し、公認会計士として専門的見地から意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性、適切性を確保するための助言、提言を行っております。また当事業年度において開催された監査役会全14回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から必要な発言を行っております。
社外監査役	沼田 雅之	当事業年度に開催された取締役会全13回の全てに出席し、大学教授として専門見地から意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性、適切性を確保するための助言、提言を行っております。また当事業年度において開催された監査役会全14回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条に定める書面決議を13回実施しております。

【訂正箇所2】

招集ご通知 27頁から29頁「第2号議案 定款一部変更の件」

2. 変更の内容

<訂正前>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社Branding Engineer と称し、英文ではBranding Engineer CO.,LTD. と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～17. (条文省略)</p> <p>18. 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業</p> <p>19. 前各号に附帯または関連する一切の事業</p> <p>(新設)</p> <p>第3条～第6条 (条文省略)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</p> <p>第8条～第13条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社TWOSTONE&Sonsと称し、英文ではTWOSTONE&Sons Inc. と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営む(外国会社を含む。)、組合(外国における組合に相当するものを含む。)その他これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社の経営管理を行うことを目的とする。</p> <p>1. ～17. (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>18. 前各号に附帯または関連する一切の事業</p> <p>② 当社は、前項各号およびこれに附帯または関連する一切の事業を営むことができる。</p> <p>第3条～第6条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>以下、条数繰り上げ</p> <p>第8条～第13条 (現行どおり)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。</p>

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第16条～第44条 (条文省略)

(新設)

(期末配当金)

第46条 当社は、株主総会の決議によって、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を行う。

(中間配当金)

第47条 当社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。

第48条 (条文省略)

(新設)

② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第16条～第44条 (現行どおり)

(剰余金の配当等の決定機関)

第45条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第46条 当社の期末配当の基準日は、毎年8月31日とする。

② 当社の中間配当の基準日は、毎年2月末日とする。

③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(削除)

以下、条数繰り上げ

(附則)

① 第1条および第2条の変更は、2022年10月28日付吸収分割契約に基づく吸収分割の効力発生および2022年10月28日付新設分割契約に基づく新設分割の効力発生を条件として効力を生ずるものとする。

② 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。

③ 本附則は、第1項については効力発生日の経過により自動的に削除され、第2項乃至本項については2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

<訂正後>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(商 号) 第1条 当社は、株式会社<u>Branding Engineer</u>と称し、英文では<u>Branding Engineer CO.,LTD.</u>と表示する。</p> <p>(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～17. (条文省略) 18. <u>障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業</u> 19. <u>前各号に附帯または関連する一切の事業</u> (新設)</p> <p>第3条～第6条 (条文省略) (自己株式の取得) 第7条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。 第8条～第14条 (条文省略) (新設)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 第16条～第45条 (条文省略) (新設)</p> <p>(期末配当金) 第46条 当社は、株主総会の決議によって、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を行う。</p> <p>(中間配当金) 第47条 当社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすること</p>	<p>(商 号) 第1条 当社は、株式会社<u>TWOSTONE&Sons</u>と称し、英文では<u>TWOSTONE&Sons Inc.</u>と表示する。</p> <p>(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営む<u>会社</u>(外国会社を含む。)、<u>組合</u>(外国における組合に相当するものを含む。)<u>その他これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社の経営管理を行うこと</u>を目的とする。 1. ～17. (現行どおり) (削除)</p> <p>18. 前各号に附帯または関連する一切の事業 ② <u>当社は、前項各号およびこれに附帯または関連する一切の事業を営むことができる。</u> 第3条～第6条 (現行どおり) (削除)</p> <p>第7条～第13条 (現行どおり) (電子提供措置等) 第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。 ② <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u> (削除)</p> <p>第15条～第44条 (現行どおり) (剰余金の配当等の決定機関) 第45条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。 (剰余金の配当の基準日) 第46条 当社の期末配当の基準日は、毎年8月31日とする。 ② <u>当社の中間配当の基準日は、毎年2月末日とする。</u> ③ <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u> (削除)</p>

ができる。

第48条 (条文省略)

(新設)

第47条 (現行どおり)

(附則)

- ① 第1条および第2条の変更は、2022年10月28日付吸収分割契約に基づく吸収分割の効力発生および2022年10月28日付新設分割契約に基づく新設分割の効力発生を条件として効力を生ずるものとする。
- ② 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。
- ③ 本附則は、第1項については効力発生日の経過により自動的に削除され、第2項乃至本項については2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以 上